

別記様式（指導監査結果の公開に係る実施要領第3条第2項、第6条第2項）

法人指導監査結果概要

法人の名称	社会福祉法人 清水福社会		
実施年月日	令和4年12月14日	改善報告書提出日	令和5年2月6日
文書指摘の内容		改善状況	
<p>運営管理</p> <p>(法人の登記事項)</p> <p>事業目的の追加(認可日令和4年8月3日)の法人登記がされていない。目的等の変更登記を行うこと。</p> <p>(評議員会の決議の省略)</p> <p>令和3年度の定時評議員会において、評議員への提案書通知日、評議員の同意書の日付及び定時評議員会の決議のあったものとみなされた日付が同一日にて提案・決議されている。</p> <p>(定款施行細則)</p> <p>定款施行細則第27条の理事長専決事項別表2、支出に係る決裁基準表別表3については、理事長・業務執行理事の専決権限、決裁基準を明確に定めること。</p> <p>理事長及び理事会への専決の報告事項を定めること。</p> <p>その他、定款施行細則の示す定款条文と現行定款条文との不一致を補正すること。</p>		<p>登記手続き後、定款変更届書を提出しました。</p> <p>次回から日付の整合性に留意し、適正な運営事務を行います。</p> <p>定款施行細則を全面改定しました。令和5年3月5日開催予定の理事会にて承認を得ます。</p>	

<p>会計管理</p> <p>(収支予算の承認)</p> <p>租税特別措置法第40条を適用する法人については、定款第11条第1項第9号に基づき、評議員会の決議により補正予算の承認を行うこと。(令和3年度分)</p> <p>(契約手続)</p> <p>随意契約とする場合は、競争入札に付することが適当でないと認められる合理的な理由を稟議書等にて明確にすること。(前回文書指摘事項)</p>	<p>令和3年度補正予算については、次回の評議員会にて議題を提出し、承認を得ます。</p> <p>稟議書に、競争入札に付することが適当でないと認められる合理的な理由を追加しました。</p>
--	--